

高知競馬場避雷設備整備業務委託プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

(1) 要件確認書

様式1「要件確認書」に記載の上、提出してください。
 なお、要件確認書は審査対象とはなりません。

(2) 企画提案書

提出書類の名称及び内容、規格及び制限枚数並びに提出部数を次表に示します。
 企画提案書は、次表の(0)から(6)までをステープラで左2箇所留めし、袋綴じしたものを1部にして、次表記載の部数を提出してください。

No.	提出書類の名称及び内容	規格及び制限枚数	提出部数
(0)	【表紙】	【様式2】 A3用紙、1枚まで	正本1部 副本8部 + PDFファイル
(1)	【製品の仕様】 落雷を抑制する仕組みや保護範囲等を記した説明資料を作成してください。	【様式任意】 A3用紙、12枚まで	
(2)	【配置案】 場内への配置案および保護範囲を記した説明資料を作成してください。	【様式任意】 A3用紙、3枚まで	
(3)	【維持管理】 維持管理に関する説明資料を作成してください。	【様式任意】 A3用紙、2枚まで	
(4)	【導入実績】 公園等の広域地への導入実績に関する資料を作成してください。	【様式任意】 A3用紙、6枚まで	
(5)	【信頼性】 製品および施工の信頼性についての特記資料を作成してください。	【様式任意】 A3用紙、5枚まで	
(6)	【見積経費】	【様式任意】 A3用紙、1枚まで	

2 提出方法

- (1) 正本1部及び副本8部は、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）で提出してください。
- (2) PDFファイルは、4の担当者のメールアドレスまで送信してください。ファイルの容量が大きい場合は、インターネットの大容量ファイル送信用サービスを利用する等して送信してください。

3 提出期限

令和6年9月13日(金)17時(必着)
 ※この期限までに提出書類のすべての提出がないものは、受付をすることができませんのでご注意ください。

4 提出先及びお問い合わせ先

高知県競馬組合事務局管理課 課長補佐 松本 悦典
 住所：〒781-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地
 電話：088-841-5123

電子メール：mf@keiba.or.jp

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受け付けされたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的と効果

ア 事業の目的

年間を通じて雨量の多い高知県にある高知競馬場は、以前から敷地への落雷が多く、設置している避雷針により建物への直撃は無いものの走路内大型ビジョンは数回避雷し、ビジョンのみならず、制御用配線を伝って防護デバイス（SPD）をも超えて、関連機器が故障する事案も多くなりました。

現在は機器部材の非金属化により被害が減少した部分はあるものの、ナイター照明設備や測位システム設備、監視カメラ設備など運営に欠かせない多くの電子機器を屋外に設置している状況です。近年では誘導雷など非直撃での被害も増大し、落雷による運営への影響が懸念されています。

また、電子機器への被害のみならず、走路にいる人馬への被害が最重要課題です。

本件は、従来の誘導型避雷針ではなく、落雷を発生させない落雷抑制装置により競馬場全体を保護することで、安全・安心な競馬開催を行うことを目的としています。

イ 事業の効果

落雷抑制装置の設置により、施設内における人・馬・モノを保護し、安全・安心な競馬開催・競馬場運営が行えるよう図ります。

(2) 特に提案を求めるポイント

ア 高知県競馬組合（以下、組合という）が指定する保護範囲が避雷エリアとなっていること。

イ 仕様書で求める日本国内での設置実績と設置の効果、及び避雷設備設置に際しての組合保有構造物等の活用程度

ウ 設置後10年間のメンテナンス等に係る提案及び不具合発生時の対応体制

(3) 提案書に記述する内容

ア (2)を踏まえて、別途定める高知競馬場避雷設備整備業務委託プロポーザル審査要領を参考に、各項目をできる限り具体的に記述すること。

イ (2).ウについて、設置後10年間のメンテナンス等に係る費用についての見積書を添付のこと。

ウ 専門用語は極力用いないこと。やむを得ず用いる場合でも必要最小限の使用に留め、注釈を記載する等、平易な表現に努めること。

エ 文字だけの説明ではなく、図及び画像等を使用し、内容のイメージが湧きやすい企画提案書にすること。

オ 契約時に履行できないと思われるような誇張した記述や、様々な意味に解釈されるような紛らわしい記述は避けること。

7 留意事項

(1) 企画提案書は、1参加者につき1提案とします。

(2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。

(3) 提出された企画提案書が次のア又はイに該当するときは無効となる場合があります

ます。

ア 虚偽の内容が記載されているもの

イ 企画提案書の内容や提出方法等がこの要領の規定に適合しないもの

- (4) 審査委員会では50型テレビ及びHDMIケーブルを用意しますので、これらを使用してプレゼンテーションを行う場合は、パソコン等の必要な物はお持ちください。
- (5) 企画提案書は、著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮してください。
- (6) 成果品については、組合の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、組合自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は高知県の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとします。